| | | | |
|---|---|---|---|
| （法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項若しくは法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の申出（以下これらの申出をこの条において「納付等の申出」という。）のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの | 特許料納付書 | 様式第二十 | |
| 十二　納付等の申出のうち特許権者がするもの | 特許料納付書 | 様式第二十 | |
| 十三　納付等の申出のうち実用新案権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十一 | |
| 十四　納付等の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十二 | |
| 十五　納付等の申出のうち意匠権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十三 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 項、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の申出（以下この条において「納付の申出」という。）のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの | 特許料納付書 | 様式第二十 | |
| 十二　納付の申出のうち特許権者がするもの | 特許料納付書 | 様式第二十 | |
| 十三　納付の申出のうち実用新案権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十一 | |
| 十四　納付の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十二 | |
| 十五　納付の申出のうち意匠権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十三 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 十六　納付等の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十四 | |
| 十七　納付等の申出のうち商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十五 | |
| 十八　納付等の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十六 | |
| 十九・二十　［略］ | | | |

2　［略］

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）

**第十九条の二**　特許法施行規則第二十七条の五第一項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）若しくは国際出願法施行規則第五十条の三第一項に規定する配列表を含む特許出願若しくは国際出願又は特許法施行規則第二十七条の五第三項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する配列表についての補正をする場合であって、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従って産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X〇二〇八号（平成二十四年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本産業規格X〇二〇八号」という。）に定め


| | | | |
|---|---|---|---|
| 十六　納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十四 | |
| 十七　納付の申出のうち商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十五 | |
| 十八　納付の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十六 | |
| 十九・二十　［略］ | | | |

2　［略］

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）

**第十九条の二**　特許法施行規則第二十七条の五第一項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）若しくは国際出願法施行規則第五十条の三第一項に規定する配列表を含む特許出願若しくは国際出願又は特許法施行規則第二十七条の五第三項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する配列表についての補正をする場合であって、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従って産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X〇二〇八号（平成二十四年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本産業規格X〇二〇八号」という。）に定め